

平成16年 №19

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の制定

審議経過

平成16年 5 月10日 学長選考会議 承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程を次のように制定する。

平成16年 5 月11日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成16年規程第50号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成 16 年規程第 31 号。以下「役員規程」という。）第 4 条の規定に基づき、学長の選考手続及び任期等について必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第 2 条 学長の選考は、役員規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの規程により行う。

(選考基準)

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者（以下「学長適任者」という。）のうちから選考する。

(選考事由)

第 4 条 選考会議は、次の各号の 1 に該当する場合に、学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、原則として当該事由の生じたときから 1 月以内に行う。

(選考方法)

第 5 条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。

- (1) 選考会議は、5 人の候補者（以下「第 1 次候補者」という。）を選定する。
- (2) 選考会議は、教授会に対し、選定した第 1 次候補者の氏名及び経歴を通知し、第 1 次候補者のうちから 3 人の候補者（以下「第 2 次候補者」という。）の推薦を依頼する。
- (3) 教授会は、前号の推薦依頼を受け、教授会構成員による選挙を実施し、第 2 次候補者を選定し、選考会議に推薦する。
- (4) 選考会議は、第 2 次候補者のうちから学長予定者を選定する。

2 選考会議は、第1次候補者の選定に当たり、本人の同意を得なければならない。

(選挙の運営)

第6条 選挙は、次条に規定する東京学芸大学学長選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が運営するものとする。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙管理委員会は、学系ごとに教授会構成員(選考会議委員を除く。)から選出した各2人の委員で組織する。

2 前項の選出は、教授会構成員による2名連記無記名投票により行う。

3 選挙管理委員会委員が第1次候補者となった場合は、委員になることができないものとし、次点者を繰り上げて委員とする。

4 選挙管理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(選挙有資格者)

第8条 選挙有資格者は、選挙日に在職する教授会構成員とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙日及び不在者投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者及び海外渡航中の者は、選挙有資格者となることができない。

(選挙)

第9条 選挙は、前条に規定する選挙有資格者による単記無記名投票により行い、得票高点順に上位3人を選定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、そのすべてを採る。

2 選挙は、不在者投票を認める。

(選考会議への推薦及び公示)

第10条 選挙管理委員会は、選挙の結果により選定された者について、その氏名を得票数を付して得票順に配列し、直ちに選考会議に推薦するとともに、公示しなければならない。

(任期)

第11条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(学長解任の申出)

第12条 選考会議による学長解任の申出については、別に定める。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則は、選考会議の議を経て別に定め、選挙の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

- 1 この規程は、平成16年 5 月11日から施行する。
- 2 平成19年11月10日を始期とする学長の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成24年 3 月31日（再任の場合は、平成22年 3 月31日）までとする。